

令和3年3月14日

「安心して認知症になれる社会をめざして」
認知症条例の制定を要望する当事者からの提案

認知症当事者ネットワークみやぎ
代表 丹野智文

私たちは認知症と診断されましたが、診断後も今までの生活を続けていきたい、そして家族とともに安心して生活していきたいと思っています。

そのためにも、当事者には多くの仲間が必要で、一方的に困りごとを聞かれるような関係や、先回りをしてやってもらうような関係ではなく、対話や相互の関わりあいに基づく関係性を大切にしたいパートナーを、自分の周りにたくさん作ることが必要です。

近年、認知症と診断された私達が、自分の気持ちを伝えたことにより、認知症に対する見方は変わりつつあります。

私達は診断直後から「支援する人」「支援される人」の関係性ではなく、できないことはサポートしてもらいながら最初はパートナーとして応援してもらいたいのです。

しかし、周りの人達の考えや行動が変わらなければ、今までと変わらず当事者と家族が社会から孤立してしまう環境になるのです。

認知症とは「認知機能の障害に伴って暮らしの上で支障がある状態」の事です。「認知機能の障害」を治すことは今の医学ではできません。しかし「暮らしの上で工夫をすること」で、困らなくなることや不安を軽減することは可能です。

認知症になっても、それがどれだけ進行したとしても「わたしはわたし」であり、自分の事は自分で決めたいと思っています。

そして診断直後から「自分の気持ちを周りの人達に伝え、自分で決める」、周りの人たちは本人の気持ちを理解し、尊重する、そのことが社会で広く認められていかなければなりません。

認知症になってからも、それまでの環境が何も変わることなく①意思決定や行動の自由が尊重され、②生きがいや役割を奪われることなく、③人や社会と相互に関わりあっていくこと、これらはこれから認知症になるかもしれないみなさんの「備え」となり、これからの「常識」となるのだと思います。

私たちはこうした「備え」の認識や「常識」を共有し、認知症に関わる施策の基本理念を明らかにし、市及び関係機関並びに市民の連携のもと、そこに当事者も参画して条例が制定されることを望みます。

市民全員が安心して認知症になれる社会を一緒に考えていきましょう。